

1 雪道の道路対策について

ただいまの 小野 陽茉莉^{ひ ま り}議員のご質問にお答え申し上げます。

雪道の道路対策について、であります。道路の除雪は、交通量の多い道路を中心に市内の建設業者へ委託し、積雪が概ね１０センチメートル以上となったときに除雪を行っております。

また、気温が低く路面の凍結が予想されるときは、積雪が１０センチメートル未満であっても、凍結防止剤や滑り止めの砂などの散布を行い、スリップ事故などを未然に防ぐ対策を行っております。

特に市内の急な坂道など、事故発生の危険度が高い７箇所については、地下水を汲み上げて散水する消雪施設や、電気の熱を利用して融雪する装置などを設置して、スリップして上がれない車や、止まれない車などの事故防止対策を行っております。

しかし、市が行う除雪の対策だけでは、雪道の事故や渋滞を防ぐことは困難なため、ドライバーの皆様には、早めの冬用タイヤの交換や

タイヤチェーン装着で雪道対策を万全にし、安全運転をお願いしております。

また、市民の皆様には、除雪された雪を道路や歩道に出されると、路面凍結や路面が凸凹^{でこぼこ}になり、交通事故の原因になることから、道路に雪を出さないようお願いをするとともに、スムーズな除雪作業を行い、交通事故や渋滞の防止などに努めております。

以上申し上げまして、小野 ^{ひ ま り}陽茉莉議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。